

岡山県公報									
発行 岡山県									
目次									
				担当課（室）					
○ 岡山市工務局検査規程の一部改正 【訓令】 （県例規集登載）							技術管理課		
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 【告示】 指定居宅サービス等の事業の廃止 指定障害福祉サービス事業者の指定 " 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出							環境管理課 指導監査課 " " " "		
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の更新 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 収納事務の委託							障害福祉課 " " " 畜産課		
○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可 " " " " ○ 【公告】 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧 " 公共測量の終了 " " " 道路の位置の指定 " 随意契約の相手方の決定 【選挙管理委員会】 令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部改正							都市計画課 " " " " 経営支援課 " " " " 建築指導課 警察本部会計課 選挙管理委員会		
担当課（室）									

◎岡山県訓令第5号

岡山県工事検査規程（昭和四十一年岡山県訓令第十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第三条第二項中「二百五十万円」を「四百万円」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

庁 中 一 般
出 先 機 関

◎岡山県告示第百六十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

玉野市胸上字高山東四八一番二の一部、同字船入上六七二番五の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

三 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、令和七年一月三十一日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ホームナーシングみまさか

2 所在地

岡山県美作市福本二九一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社T s u k i y o

2 所在地

岡山県岡山市北区牟佐七七〇番地六

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年三月二十七日

四 介護保険事業所番号

三三六三七九〇〇三五

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労支援「PONO」笠岡センター

2 所在地

笠岡市三番町三番地二二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社三倉屋

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市平成台一三番二号

三 指定年月日

令和六年十月一日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇四八七

五 サービスの種類

自立訓練（生活訓練）、就労移行支援

◎岡山県告示第百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
1 名称 CORE
2 所在地 笠岡市金浦七四六番地
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
1 名称 社会福祉法人笠岡市社会福祉事業会
2 主たる事務所の所在地 笠岡市金浦七四六番地
- 三 指定年月日
令和七年四月一日
- 四 事業所番号
三三一〇五〇〇四九五
- 五 サービスの種類
就労継続支援B型

◎岡山県告示第百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 ハレルや
 - 2 所在地 玉野市上山坂二〇一六―一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人虹色
 - 2 主たる事務所の所在地 玉野市山田九一九―一
- 三 廃止年月日 令和七年三月三十一日
- 四 事業所番号 三三一〇四〇〇五一四
- 五 サービスの種類 サービス生活介護

◎岡山県告示第百七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 ショートステイあかつき
 - 2 所在地 玉野市山田三二六八―五
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 社会福祉法人瀬戸内会
 - 2 主たる事務所の所在地 玉野市胸上七二五
- 三 廃止年月日 令和七年三月三十一日
- 四 事業所番号 三三一〇四〇〇三二四
- 五 サービスの種類 短期入所

◎岡山県告示第百七十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 就労定着支援事業所あかり
 - 2 所在地 浅口郡里庄町里見五三〇一番地
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 一般社団法人結
 - 2 主たる事務所の所在地 浅口郡里庄町里見六〇四二番地六
- 三 廃止年月日 令和七年三月三十一日
- 四 事業所番号 三三一二七〇〇〇五一
- 五 サービスの種類 就労定着支援

◎岡山県告示第百七十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 就労継続支援B型事業所あかり
 - 2 所在地 浅口郡里庄町里見五三〇一番地
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 一般社団法人結
 - 2 主たる事務所の所在地 浅口郡里庄町里見六〇四二番地六
- 三 廃止年月日 令和七年三月三十一日
- 四 事業所番号 三三一二七〇〇八五
- 五 サービスの種類 就労継続支援B型

◎岡山県告示第百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 グループホームあかつき 山田
 - 2 所在地 玉野市山田三二六八―五
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 社会福祉法人瀬戸内会
 - 2 主たる事務所の所在地 玉野市胸上七二五
- 三 廃止年月日 令和七年三月三十一日
- 四 事業所番号 三三二〇四〇〇〇四一
- 五 サービスの種類 共同生活援助

◎岡山県告示第百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関		指定年月日
名	称	
レモン薬局番町店	笠岡市二番町七一〇	令和七年四月一日
レモン薬局富岡店	笠岡市富岡二五六一一〇	令和七年四月一日
はれのまち薬局宇野店	玉野市宇野一―四二―二五	令和七年四月一日
フアーマシイ薬局湯原温泉	真庭市下湯原四二二―二	令和七年四月一日
		担当する医療の種類
		調剤
		調剤
		調剤
		調剤

◎岡山県告示第七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年四月四日

指定を更新した医療機関

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
医療法人薬師寺慈恵会薬師寺慈恵病院	総社市総社一―一七―二五	脳神経外科	令和七年四月一日
医療法人東浩会石川病院	津山市川崎五五四―五	腎臓	令和七年四月一日
おさふねクリニック	瀬戸内市長船町土師三三二―一	腎臓	令和七年四月一日
独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六	免疫	令和七年四月一日
おちあい訪問看護ステーション	真庭市上市瀬三五―一	訪問看護（腎臓）	令和七年四月一日
株式会社服部薬局西店	津山市小田中二三〇―一五	調剤	令和七年四月一日
有限会社大手町薬局メディカルアルファ	津山市大田四五二―四	調剤	令和七年四月一日
有限会社大手町薬局メディカルクレオ	津山市沼八四―一四	調剤	令和七年四月一日
株式会社服部薬局加茂店	津山市加茂町小中原三〇―一	調剤	令和七年四月一日
向陽薬局高野店	津山市高野本郷一二七四―一一	調剤	令和七年四月一日
株式会社服部薬局城南店	津山市山下九―五	調剤	令和七年四月一日
きたぞの薬局山北店	津山市山北五四九―二	調剤	令和七年四月一日
有限会社ドレミ薬局	津山市小原一五四―二〇	調剤	令和七年四月一日
有限会社あしだ薬局上村店	津山市上村六一―四	調剤	令和七年四月一日
有限会社あしだ薬局日本原店	津山市新野東一八一〇―六一	調剤	令和七年四月一日
有限会社あしだ薬局杉宮店	津山市杉宮一五―四	調剤	令和七年四月一日
有限会社東津山薬局	津山市川崎一―三五―三	調剤	令和七年四月一日
きたぞの薬局津山第一病院前店	津山市中島四二七―一	調剤	令和七年四月一日
株式会社服部薬局	津山市田町二―一	調剤	令和七年四月一日
津山薬局田町南店	津山市田町九五	調剤	令和七年四月一日
向陽薬局田町店	津山市田町九六―五	調剤	令和七年四月一日
大手町薬局メディカルアラオ	津山市東一宮二―一六	調剤	令和七年四月一日
津山薬局南新座店	津山市南新座一七―四	調剤	令和七年四月一日
よつば薬局	津山市南新座一〇八―三	調剤	令和七年四月一日
株式会社服部薬局南新座店	津山市南新座二四―三	調剤	令和七年四月一日
有限会社大手町薬局メディカルガンガ	津山市二階町九	調剤	令和七年四月一日
にのみや薬局	津山市二宮一九〇―一四	調剤	令和七年四月一日
向陽薬局	津山市二宮五一―二五	調剤	令和七年四月一日

令和7年4月4日 岡山県公報 第12690号

株式会社ダテ薬局メルカ店	玉野市宇野一―三八―一	調剤	令和七年四月一日
アルファオオギヤ薬局	玉野市宇野二―一六―九	調剤	令和七年四月一日
幸観堂薬局秀天橋店	玉野市槌ヶ原一〇―二七―八	調剤	令和七年四月一日
扇屋薬局	玉野市田井三―四―六	調剤	令和七年四月一日
株式会社ダテ薬局東高崎店	玉野市東高崎二六―一二―四	調剤	令和七年四月一日
のぞみ薬局	笠岡市笠岡二二六五―一	調剤	令和七年四月一日
ココ薬局	笠岡市五番町五―三四	調剤	令和七年四月一日
ヒジャ薬局駅前店	総社市駅前一―四―二	調剤	令和七年四月一日
有限会社よしだ薬局リブ店	総社市門田一八七	調剤	令和七年四月一日
落合薬局	高梁市落合町阿部二六七六―五	調剤	令和七年四月一日
阿新薬局駅前店	新見市西方四三六―三	調剤	令和七年四月一日
さくら薬局市立備前病院前店	備前市伊部二四〇八―八	調剤	令和七年四月一日
いんべ薬局	備前市伊部四〇〇―一三	調剤	令和七年四月一日
みつし薬局	備前市三石一六六―三	調剤	令和七年四月一日
竹原薬局	瀬戸内市長船町土師一―二―五	調剤	令和七年四月一日
こやま薬局・長船店	瀬戸内市長船町土師三三三―二	調剤	令和七年四月一日
有限会社大手町薬局メディカルスワミ	赤磐市河本一―四―一	調剤	令和七年四月一日
やまかわ薬局	赤磐市西中一―八八―六	調剤	令和七年四月一日
サカエ薬局赤坂店	赤磐市町苅田九四四―三	調剤	令和七年四月一日
サカエ薬局山陽店	赤磐市日古木七九九―一	調剤	令和七年四月一日
こうち薬局	真庭市下河内三一三―八	調剤	令和七年四月一日
有限会社エス・ジー・エッチてしま薬局旭町店	真庭市久世二九二三―一	調剤	令和七年四月一日
スーパードラッグたんぼ勝山薬局	真庭市三田一四九―一	調剤	令和七年四月一日
有限会社エス・ジー・エッチてしま薬局	真庭市中島四〇五―一	調剤	令和七年四月一日
サカエ薬局勝山店	真庭市本郷一八二三―三	調剤	令和七年四月一日
マスカット薬局湯郷店	美作市湯郷八一五―四	調剤	令和七年四月一日
湯郷薬局	美作市湯郷九一五―一二	調剤	令和七年四月一日
みつぼし薬局	美作市明見三五七―一四	調剤	令和七年四月一日
田辺薬局新町店	浅口市鴨方町鴨方一〇七九―一三	調剤	令和七年四月一日
田辺薬局本店	浅口市鴨方町六条院中三二三三―一	調剤	令和七年四月一日
かすみ薬局早島店	都窪郡早島町前潟二八―一二	調剤	令和七年四月一日
サンメディカル薬局浜中店	浅口郡里庄町浜中九三―一〇―四	調剤	令和七年四月一日
ファミリー薬局	浅口郡里庄町新庄二九二八―二	調剤	令和七年四月一日
そよかぜ薬局	苫田郡鏡野町吉原二九	調剤	令和七年四月一日
金時薬局	勝田郡勝央町黒土七二―二	調剤	令和七年四月一日

可児薬局
のぞみ薬局ひがし店
かえて薬局

勝田郡勝央町勝間田七〇七―三
津山市高野本郷一四三五―一六
総社市三須一三四四―三

調剤 調剤 調剤

令和七年四月一日
令和七年四月一日
令和七年四月一日

◎岡山県告示第百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年四月四日

指定を辞退した医療機関

名称

井上薬局宇野店

所在地

玉野市宇野一―四二―二五

担当する医療の種類

調剤

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和七年三月三十一日

令和7年4月4日 岡山県公報 第12690号

◎岡山県告示第百八十号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

委託先組合からの二に掲げる手数料の収納の事務

二 委託した収入の種類

1 岡山県農林水産関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十四号）に基づく家畜の検査手数料、家畜の予防注射手数料、家畜の薬浴手数料及び家畜の検査、注射又は薬浴の証明手数料

2 岡山県家畜保健衛生所条例（昭和三十九年岡山県条例第四十号）に基づく受精卵移植に関する手数料

3 岡山県家畜保健衛生所条例に基づく家畜の衛生検査手数料

4 岡山県証明事務手数料条例（昭和三十一年岡山県条例第五号）に基づく県が行う証明事務の手数料

三 委託を受けた者の名称及び所在地

1 晴れの国岡山農業協同組合

倉敷市玉島八島一五一〇番地一

2 おかやま酪農業協同組合

津山市川崎九四一一

3 岡山市農業協同組合

岡山市北区大供表町一一一

四 委託を受けた事務を行う場所

1 晴れの国岡山農業協同組合

倉敷市玉島八島一五一〇番地一

2 おかやま酪農業協同組合

津山市川崎九四一一

3 岡山市農業協同組合

岡山市北区大供表町一一一

五 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

◎岡山県告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業岡山公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
岡山市	岡山県南広域都市計画 下水道事業岡山公 共下水道	昭和二十七年十月一日 から 令和八年三月三十一日 まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

◎岡山県告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 地
赤磐市	岡山県南広域都市計画 下水道事業	昭和四十六年八月二十 三日から 令和十四年三月三十一 日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

◎岡山県告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道総社公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和七年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 地
総社市	岡山県南広域都市計画 下水道総社公共下 水道	昭和四十七年八月二十 八日から 令和十四年三月三十一 日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

◎岡山県告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、笠岡都市計画下水道事業笠岡公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
笠岡市	笠岡都市計画下水道 事業笠岡公共下水道	昭和五十年三月二十日 から 令和十四年三月三十一 日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 平成三十年岡山県告 示第百三十九号の事業 地のうち笠岡市大字用 之江の一部を廃止す る。

◎岡山県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業早島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和七年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 地
早島町	岡山県南広域都市計画 下水道事業早島公 共下水道	昭和六十一年十一月四 日から 令和十三年三月三十一 日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

〔二三七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）ラ・ムー院庄店

所在地 津山市二宮字野辺前八五番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 大黒天物産株式会社
住所 倉敷市西中新田二九七番地一

代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 大黒天物産株式会社
住所 倉敷市西中新田二九七番地一

代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司

4 大規模小売店舗の新設をする日
令和七年十一月二十五日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千六百六十七・九平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 八十台

(2) 駐輪場の収容台数 五十二台

(3) 荷さばき施設的面積 百八十平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十二・一立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前零時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十二時（二十四時間営業）

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

令和七年三月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年四月四日から同年八月四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

〔二三八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ドラッグコスモス津山上河原店

所在地 津山市上河原二一九―一 ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年十一月二十五日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百六十七平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 五十二台

(2) 駐輪場の収容台数 十台

(3) 荷さばき施設の面積 二十七平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 六・七五立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和七年三月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年四月四日から同年八月四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

〔一三九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、高梁市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

高梁市松山地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年三月二十一日	終 了 年 月 日

〔一四〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山地方方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
岡山市中区東川原、西川原及び浜地内	公共測量（基準点測量）	令和七年三月十四日

〔一四一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

瀬戸内市邑久町箕輪地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和七年三月二十五日	終了年月日

〔一四二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
苫田郡鏡野町宗枝 地内	公共測量（復旧測量（改測）、四級基準点測量、河川横断測量及び路線測量）	令和七年一月八日

〔一四三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第四一三四号 令和七年三月二十 五日	浅口市金光町大谷二四八七番五	五・〇〇	三三・五〇

〔一四四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号		道 路 の 位 置		道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第四一三九号 令和七年三月二十 六日		浅口市鴨方町深田字中須賀九〇二 番一三		六・〇〇	二八・九五
				六・〇〇	六六・二二

令和7年4月4日 岡山県公報 第12690号

〔一四五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和七年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
交通管制システム保守業務委託
- 二 契約期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部交通部交通規制課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
住友電工システムソリューション株式会社大阪支社
大阪府大阪市西区土佐堀二丁目二番四号
- 六 契約金額
七二、〇五〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、五五〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第一号に該当するため

◎岡山県選管告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定による令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者波多洋治の出納責任者三宅修から訂正申出があったので、同法第百九十二条第一項の規定により公表した令和六年岡山県選管告示第一号（令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨）の一部を次のとおり改正する。

令和七年四月四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

「自由民主党岡山県第一選挙区支部		1,000,000	
三木原純一		500,000	
加計 敏信	会社役員	1,000,000	を
鈴木 健	建設業	50,000	
新井 雅史	建設業	100,000	」
「三木原純一		500,000	
加計 敏信	会社役員	1,000,000	
鈴木 健	建設業	50,000	」
新井 雅史	建設業	100,000	
			」
「その他の収入		2,000,000	を
今回計		5,150,000	」
「その他の収入		3,000,000	に改める。
今回計		5,150,000	」